

令和5年度 地方財政対策について

主計局主計官 小澤 研也

1. はじめに

(1) 地方交付税交付金制度の仕組み

国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」という。）へ繰り入れられる地方交付税交付金（入口ベース）は、国税収入の一定割合（所得税及び法人税の収入額の33.1%、酒税の収入額の50%、消費税の収入額の19.5%）であるいわゆる国税4税の法定率分*1に、以下2点の処理を行った上で決定される。

- ・ 過去の地方財政対策における国と地方の貸し借りなどに起因して、地方交付税法附則等によって後年度に加算することが定められている額の加算（法定加算等）及び過年度の精算による加減算
- ・ 地方財政全体の収支見通しにおける財源不足額のうち、国・地方が折半して補填する「折半対象財源不足」の半額の加算（国による特例加算）

これに、地方法人税や借入金元利償還といった交付税特会の財源・支出を加減算することで、実際に地方公共団体に交付される地方交付税交付金（出口ベース）が決定される。

(2) 地方一般財源総額実質同水準ルール

地方財政計画*2においては、平成23年度以降、地方の歳出水準について国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源*3の総額について、前年度を下

回らないよう実質的に同水準を確保することとされてきた（「地方一般財源総額実質同水準ルール」）。

政府は平成30年6月15日に「新経済・財政再生計画」を含む「経済財政運営と改革の基本方針2018」を閣議決定し、令和7年度（2025年度）の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す旨を掲げた。この財政健全化目標の実現に向けて、この地方一般財源総額実質同水準ルールを令和6年度（2024年度）まで維持することとしている*4。

2. 令和5年度地方財政対策の概要について

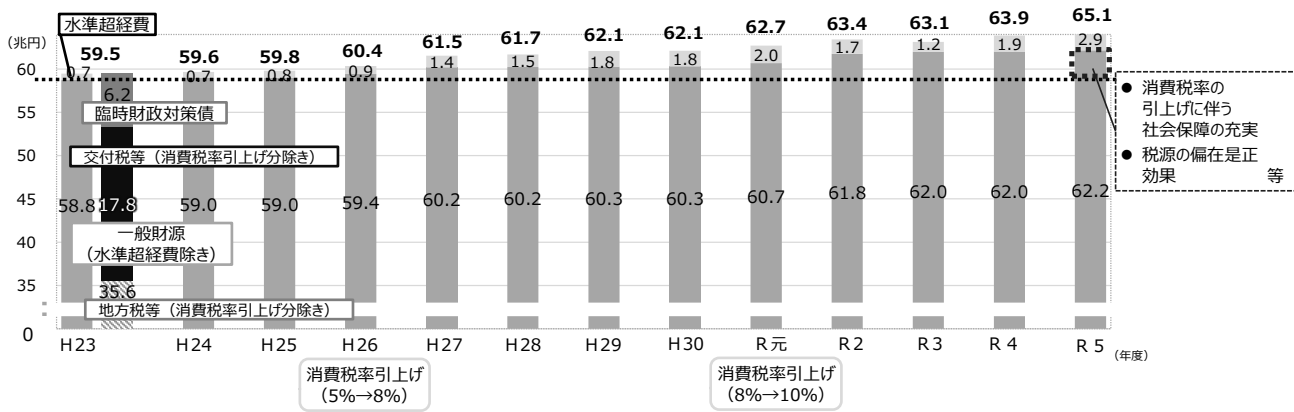
令和5年度の地方財政対策においては、交付団体をはじめ地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、前述した地方一般財源総額実質同水準ルールを堅持することを基本として地方財政対策を講ずることとした。その結果、地方公共団体に交付される地方交付税交付金（出口ベース）は18.4兆円（対前年度+0.3兆円）、地方の一般財源総額は62.2兆円*5（対前年度+0.15兆円）とし前年度と実質的に同水準を確保した。また、好調な国税収入、地方税収等の見込みを背景に、前年度に引き続き折半対象財源不足は生じておらず、臨時財政対策債は過去最低の1.0兆円（対前年度▲0.8兆円）となるとともに、交付税特会の借入金について償還計画額（0.5兆円）を大幅に上回る1.3兆円の償還を行うこととす

*1) 地方交付税法第6条第1項
*2) 地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類。
*3) 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税交付金、臨時財政対策債の合計。
*4) 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）
*5) 水準超経費（2兆8,900億円）を除いている。

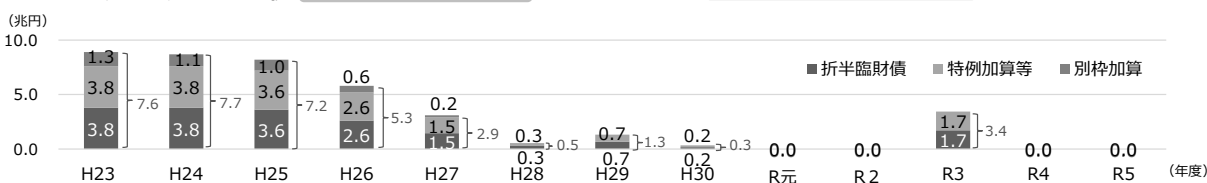
【資料：地方一般財源総額と折半対象財源不足の推移】

- 「一般財源総額実質同水準ルール」に基づく毎年度の予算編成の結果、地方の一般財源総額は、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、同水準で維持されている。
- 令和5年度においては、前年度に引き続き、折半対象財源不足が生じておらず、臨時財政対策債の新規発行をゼロとした上で、既往債の借換債の発行額を圧縮。

◆ 地方一般財源総額の推移



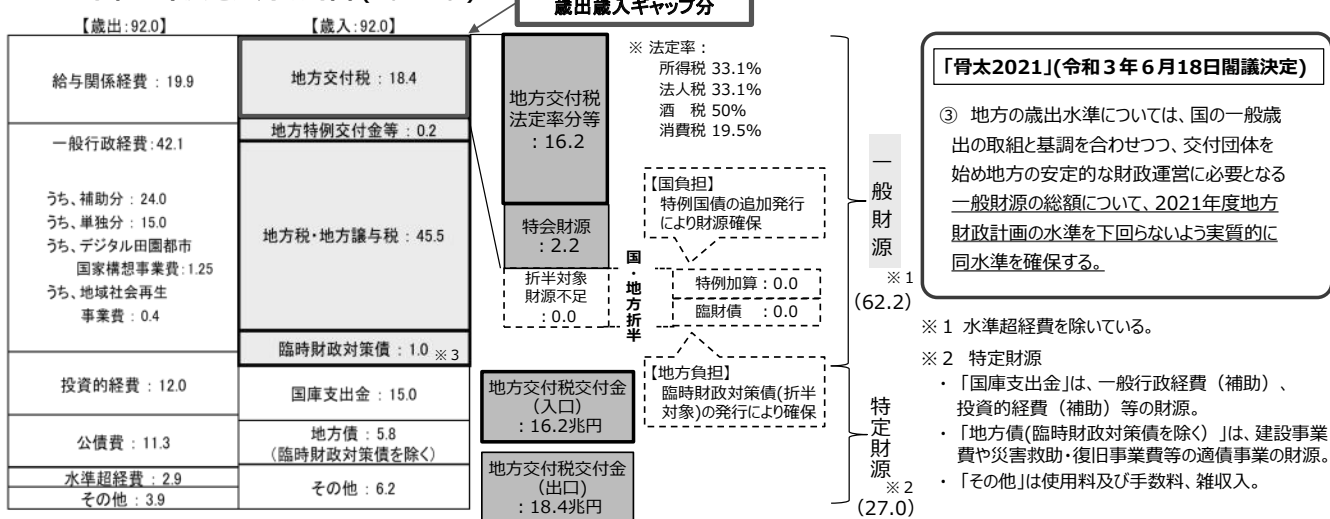
◆ 折半対象財源不足額等の推移



【資料：地方交付税総額（マクロ）の算定と「地方一般財源総額実質同水準ルール」】

- 地方交付税総額の算定においては、地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分（国）を充当。法定率分等で不足する財源（折半対象財源不足）については、特例加算（国）と臨時財政対策債（地方）により国と地方の折半で負担する仕組み。令和5年度は前年度に引き続き、折半対象財源不足は生じていない。
- 「地方一般財源総額実質同水準ルール」とは、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、一般財源の総額（注）について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」もの。
 （注）一般財源総額とは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の総額。
- 「骨太2021」においては、同ルールを令和6（2024）年度まで維持する旨が規定されている。

◆ 令和5年度地方財政計画（単位：兆円）



※3 制度上は過去に発行した臨時債の元利償還費相当分（4.2兆円）等の借換発行が可能であるが、好調な税収により十分な財源を確保できていることから、借換額を圧縮している。

るなど、地方財政の健全化に資する内容となった。

あわせて、地域のデジタル化の推進のため、「地域デジタル社会推進費」について、事業期間を延長するとともに「マイナンバーカード利活用特別分」として500億円増額するなど、現下の課題にも対応するものとしている。

3. 令和5年度地方財政対策（通常収支分）について

（1）地方の歳出の見込み

A) 一般行政経費

令和5年度の地方の一般行政経費については、補助事業として23兆9,731億円（対前年度+5,153億円）、地方単独事業として14兆9,684億円（対前年度+1,017億円）が計上されている。

地域のデジタル化の推進のため、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）等を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」について、事業期間を令和7年度まで延長するとともに「マイナンバーカード利活用特別分」として令和5年度及び令和6年度に限

り500億円増額することとし、2,500億円計上している。

地方創生のための「まち・ひと・しごと創生事業費」については、「地方創生推進費」に名称変更した上で、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、前年度同額の1兆円を計上している。その上で、「地方創生推進費」と「地域デジタル社会推進費」を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費」を創設している。

これらの結果、一般行政経費は、42兆841億円（対前年度+6,408億円）となっている。

B) 投資的経費

投資的経費については、11兆9,731億円（対前年度▲54億円）を計上している。このうち、国の直轄事業、補助事業に係る経費は、5兆6,594億円（対前年度▲54億円）となっている。

地方単独事業に係る経費については、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」を1,000億円計上し、全体で6兆3,137億円（前年度同額）となっている。

【資料：令和5年度地方財政対策のポイント（概要）】

1. 地方交付税の全体像

- 一般会計から交付税特会に繰り入れる**地方交付税交付金等（入口ベース）**は、好調な税収により国税の法定率分が増加すること等から、**16.4兆円（+0.5兆円）**。※1
- 交付税特会から地方団体に交付される**地方交付税交付金（出口ベース）**は、前年度までの税収上振れに伴う繰越財源も活用し、リーマン・ショック後最高となる**18.4兆円（+0.3兆円）**を確保。

2. 地方一般財源総額の確保

- 一般財源総額 ※2：62.2兆円（+0.15兆円）⇒ **前年度と実質的に同水準を確保**

3. 地域のデジタル化の推進

- 「地域デジタル社会推進費」の事業期間を延長（「マイナンバーカード利活用特別分」として令和5年・6年度に限り500億円増額し0.25兆円、令和7年度は0.2兆円）。
- ※「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を「地方創生推進費（仮称）」に名称変更した上で、これと「地域デジタル社会推進費」を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費（仮称）」を創設。

4. 地方財政の健全化

（1）臨時財政対策債の抑制

- 好調な税収を背景に、臨時財政対策債（赤字地方債）は**過去最少の発行額1.0兆円（▲0.8兆円）**。

（2）交付税特会借入金の償還

- 償還計画額（令和5年度：0.5兆円）を大幅に上回る1.3兆円**の交付税特会借入金の償還を実施。

※1 昨年度に引き続き、国と地方が折半で負担する財源不足はない。

※2 水準超経費（不交付団体の超過財源見合いの歳出）を除く。

C) その他の経費

給与関係経費は、19兆9,053億円（対前年度▲591億円）、公債費は11兆2,614億円（対前年度▲1,645億円）、維持補修費は1兆5,237億円（対前年度+289億円）、公営企業繰出金は2兆3,974億円（対前年度▲375億円）、不交付団体の水準超経費は2兆8,900億円（対前年度+1兆400億円）が計上されている。

これらの結果、地方の歳出総額は92兆350億円（対前年度+1兆4,432億円）となっている。

(2) 地方の歳入の見込み

A) 地方税収等

令和5年度の地方税収等（地方税収及び地方譲与税収の合計額）は、足元の企業業績が改善していることなどにより、45兆4,752億円（対前年度+1兆6,469億円）を計上している。これは過去最高の水準である。

B) 地方特例交付金等

地方特例交付金等について、令和5年度においては、2,169億円（対前年度▲98億円）を計上している。地方特例交付金については、住宅ローン減税による個人住民税の減収を補填するための交付金（2,045億円）を計上している。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）における税制上の措置として講じた、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長に伴う減収を補填するため、「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」を124億円計上している。

C) 地方交付税交付金（出口ベース）

地方交付税交付金については、(3)で述べるとおり、18兆3,611億円（対前年度+3,073億円）を計上している。

D) その他の地方歳入

国庫支出金（補助事業の実施のため国が地方公共団体に交付する補助金等）については、15兆85億円（対前年度+1,259億円）が計上されている。

地方債（臨時財政対策債を除く）については、令和5年度の発行額は5兆8,217億円（対前年度▲55億円）となっている。

臨時財政対策債については、前年度に引き続き、折半対象財源不足は生じていないことから、新規発行額はゼロとなった上、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金に相当する部分についても発行額を大幅に抑制し、過去最低である9,946億円（対前年度▲7,859億円）となっている。これにより臨時財政対策債の令和5年度末残高見込みは49.1兆円（対前年度▲2.9兆円）となっている。

これらの他、使用料及び手数料として1兆5,646億円（対前年度▲83億円）、雑収入として4兆5,867億円（対前年度+1,411億円）などが計上されている。

(3) 地方交付税交付金・地方一般財源総額

国の一般会計から交付税特会には、国税4税の法定率分16兆9,500億円（対前年度+1兆186億円）に、法定加算154億円*6（前年度同額）を加算し、過年度の精算に伴う7,832億円*7（対前年度+4,922億円）を減じた額16兆1,823億円（対前年度+5,264億円）を地方交付税交付金（入口ベース）として繰り入れる*8。

交付税特会においては、まず地方法人税の見込額1兆8,919億円（対前年度+1,792億円）と令和4年度からの繰越金1兆4,242億円*9等を加算する。また、交付税特会借入金については、地方税収等の状況を踏まえて償還計画額（5,000億円）を大幅に上回る1兆3,000億円（対前年度+8,000億円）を償還することとする。この結果、交付税特会借入金の令和5年度末残高の見込みは、28.3兆円となり、特別会計における地方財政の健全化に大きく資することになる。交付税特会において、入口ベースの地方交付税交付金にこう

*6) 令和5年度に予定していた法定加算等3,871億円のうち当該154億円（配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額を補填するための法定加算）を除く3,717億円については、地方税収等の状況を踏まえ、後年度に先送りしている。

*7) 令和2年度国税減額補正精算の前倒し分4,922億円を含む。

*8) これに地方特例交付金等2,169億円を加えた16兆3,992億円（対前年度+5,166億円）が、入口ベースの地方交付税交付金等である。

*9) 令和3年度決算と令和4年度の国税収入の補正に伴う地方交付税法法定率分の増+1兆9,211億円が生じたことに伴い、令和4年度第2次補正予算において、令和4年度の普通交付税の調整額分の追加交付に加え、地方公共団体が「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）の事業や同経済対策に合わせた独自の地域活性化策等を円滑に実施するために必要な財源を確保するため、令和4年度の地方交付税を4,970億円増額した。その上で、残余の1兆4,242億円について、令和5年度の地方交付税の財源として活用するために繰り越すものとしていた。

した加減算を行った18兆3,611億円(対前年度+3,073億円)が、出口ベースの地方交付税交付金となる。

そして、地方交付税交付金(出口ベース)に地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び臨時財政対策債を加えた地方の一般財源総額(水準超経費を除く)については62兆1,635億円(対前年度+1,500億円)とし、前年度と同水準を確保している。

また、一般財源総額(水準超経費を含む)に国庫支出金や地方債(臨時財政対策債を除く)等の特定財源を加えた歳入総額は92兆350億円(対前年度+1兆4,432億円)となり、歳出総額と同額となる。

4. 令和5年度地方財政対策(東日本大震災分)について

東日本大震災の復旧・復興にあたっては、令和3年度からの第2期復興・創生期間においても、復旧・復興事業及び全国防災事業について、それぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとされている。その財源については、改正された復興財源確保法^{*10}において、必要な措置が講じられている。

令和5年度地方財政対策においては、復旧・復興事業費として、(1)直轄・補助事業の地方負担分(公営企業債等により賄うこととされている地方負担額を除く)として530億円、(2)地方単独事業分(単独災害復旧事業及び中長期職員派遣等)として124億円、(3)地方税の特例減税措置等に伴う減収分への対応として281億円、合計935億円を計上した上で、その財源として、過去の繰入分のうち交付税特会からの支出見込みがなくなった281億円(年度調整分)を除く654億円を震災復興特別交付税として措置^{*11}している。このほか、国庫支出金等を含めた復旧・復興事業の総額は2,647億円となっており、東日本大震災からの復旧・復興への対応に万全を期すこととしている。

なお、全国防災事業については、平成27年度までの実施に伴って発行した地方債の元利償還金(公債費)587億円を計上している。

5. おわりに

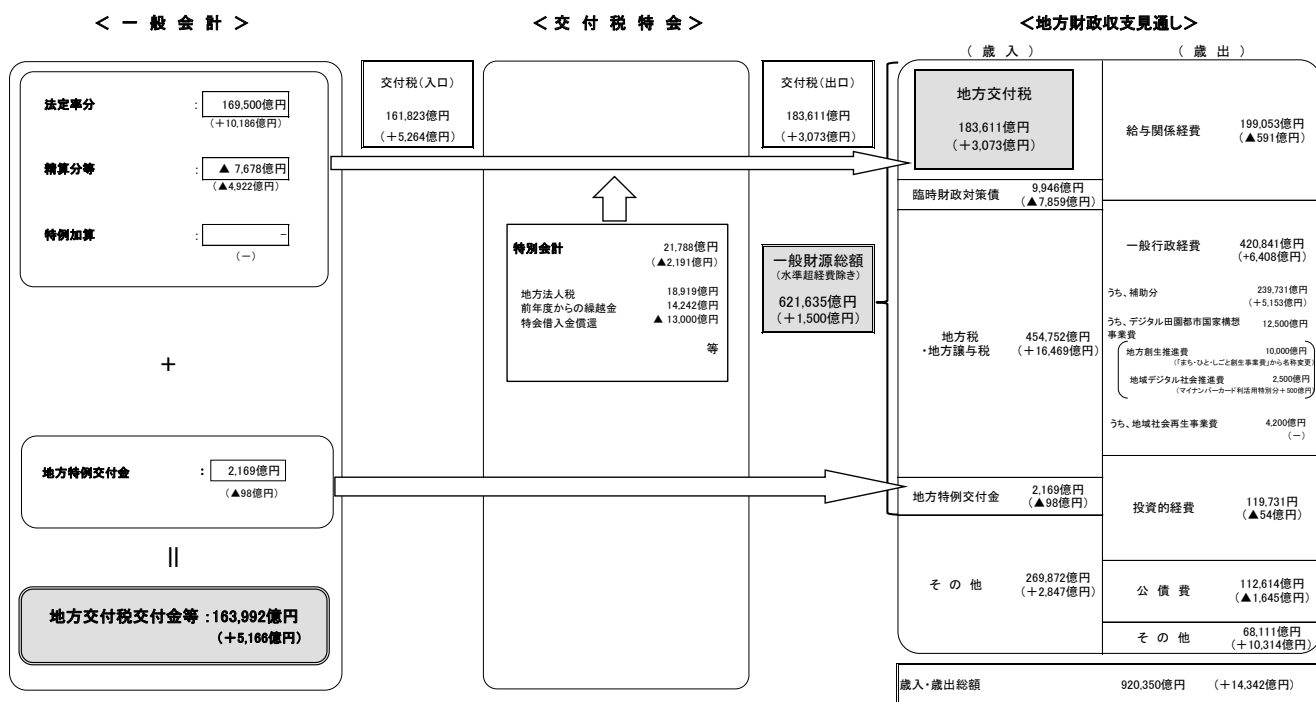
以上のとおり、令和5年度地方財政対策は、一般財源総額を前年度と実質的に同水準を確保し、地方公共団体の現下の課題に対応しつつ、臨時財政対策債の発行を過去最低額(1.0兆円)に縮減し、交付税特会の借入金について償還計画を大幅に上回る償還(1.3兆円)を行うこととするなど、地方財政の健全化を大きく進める内容となった。

今後の地方財政を考えると、社会保障分野の歳出増などが見込まれる中でも、地方財政計画に計上された事業の実績や効果について「見える化」を進めながら不断に検証し歳出改革を進め、持続可能性を確保していくことが求められる。令和6年度以降も、地方一般財源総額実質同水準ルールの下で、国・地方を通じた財政健全化を目指して取り組んでいくことが必要である。

*10) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)

*11) この震災復興特別交付税の財源は、東日本大震災復興特別会計から交付税特会に繰り入れられることとされている(返還金32億円を除く)。

【資料：令和5年度地方財政計画の概要】



(注) ()内は対前年度当初増減。計数は四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。